

# 共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方

令和3年5月13日

消費者庁

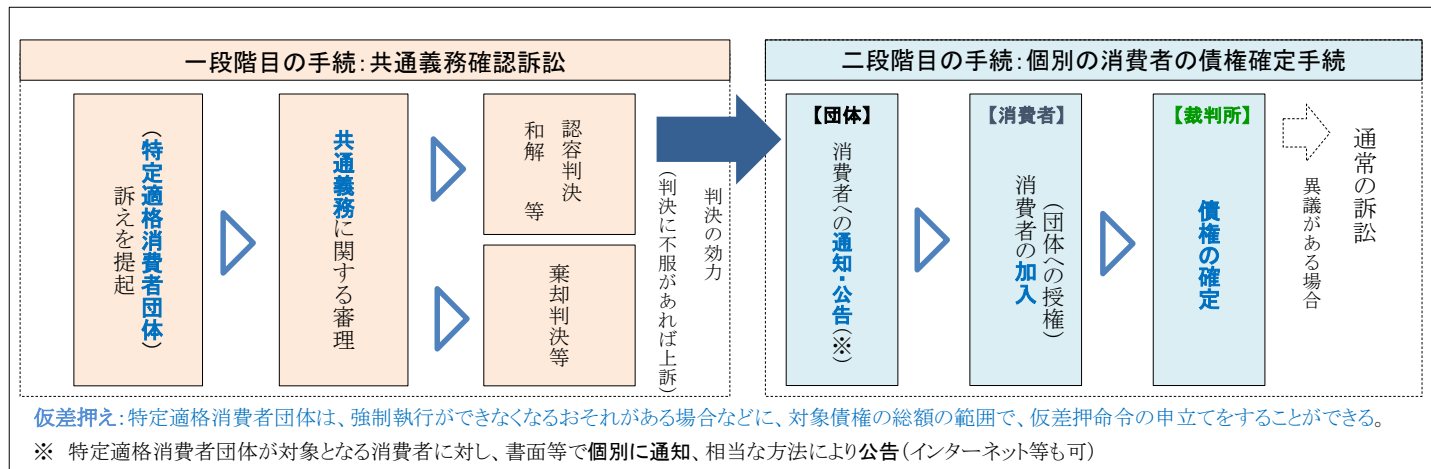
# 消費者裁判手続特例法上の和解の全体像

## 消費者裁判手続特例法の概要(第1回事務局資料より)

### 概要

### 二段階型の訴訟制度

- 【一段階目】  
事業者の共通義務  
(金銭支払義務)を確認
- 【二段階目】  
個別消費者の債権を確定  
(誰に、いくら支払うか)



## 和解の全体像

- 一段階目の手続(共通義務確認訴訟)における和解(本日ご議論いただきたい対象)  
→法第10条に基づく和解のみ可能
- 二段階目の手続(対象債権の確定手続)における和解
  - ・簡易確定手続における和解  
→届出債権について、特に制限なく和解が可能(法第37条)
  - ・異議後の訴訟における和解  
→一般の民事訴訟と同様、特に制限なく和解が可能

# 和解の内容に関する規律の概要

## 現行法上可能な和解

### ○ 共通義務の全部又は一部が存在すること又はしないことについて合意する和解

例1) 不法行為に基づく損害賠償義務の存在を認め、訴訟費用は各自の負担とする旨の和解

例2) 学納金返還請求訴訟で、授業料部分の支払義務を認め、入学金部分の支払義務がないことを確認する旨の和解



## 現行法上不可能な和解の例

### ○ 共通義務の存否について合意しない和解

例) 不法行為に基づく損害賠償義務の存否について明らかにすることなく、対象消費者一人当たり〇円の解決金を支払う旨の和解

### ○ 共通義務の存否とともに、共通義務に付随するものであり、対象消費者の権利義務に直接関わらない事項を合意する和解

例) 平均的損害を超えるキャンセル料を定めた条項の無効を原因とする不当利得返還義務の存在を認め、当該キャンセル料条項の事後の不使用を合意すること等



### ○ 共通義務の存否とともに、対象消費者の権利義務に直接関係する事項を合意する和解

例1) 不法行為に基づく損害賠償義務の存在を認め、個々の消費者に対する支払額について合意する和解

例2) 不法行為に基づく損害賠償義務の存在を認め、事業者が直接消費者に返金を行う旨の和解

### ○ その他

例) 事業者が消費者に支払う代わりに、基金等に寄付等を行う旨の和解 等

## 共通義務確認訴訟における和解の規律①

(共通義務確認訴訟における和解)

第10条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第2条第4号に規定する義務の存否について、和解をすることができる。

# 現行法の課題①

## 現行法上の和解に関する法成立後の指摘

- これまでの訴訟で一般的であった、「解決金として〇〇円支払う」和解、「〇割の責任の範囲で支払い義務を認める」割合的和解、「〇〇円を支払う代わりに、その余の権利を放棄する」和解はいずれもできず、また、裁判上の和解の内容は通知・公告すべきとされ、口外禁止・秘匿条項は適当でないとされることから、事業者にとっては、和解を選択する理由がなくなっていくと言わざるを得ない  
(島岡聖也ほか『日米クラスアクションのリスク管理－BDTI研究会報告書から 第4回・完 消費者裁判手続特例法の実務上の問題点』NBL1126号86頁(2018年))

## 特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- 現行法上、共通義務確認訴訟では、共通義務が存在し、又は存在しないことについての訴訟上の和解しかできないということになっている
- 少額の消費者被害事案で柔軟な解決をしたり、あるいは事案によっては返金を事業者任せにしてしまうというような訴訟上の和解が可能であれば、また違うのであろうが、現状においては、そのような訴訟上の和解を実現する法的根拠を欠いていることから、使い勝手が悪くなっている

# 現行法の課題②

## 一般消費者に対するアンケート結果

### ■アンケートの設問

仮に、あなたが何らかの消費者被害に遭い、特定適格消費者団体が被害の回復のために提訴したと想定してください。その特定適格消費者団体が、事業者との間の訴訟で最後まで争うのではなく、一定の解決金を消費者に支払うことを条件に解決とする和解をすることができたとして、あなたはその和解に参加しますか？

この件では、消費者被害発生から特定適格消費者団体が提訴するまで1年かかっています。その後、今回の裁判を経て、最後まで争う場合には、さらに2年がかかる(合計3年)ところ、和解により、その期間が短縮される代わりに、解決金として支払われる額も減ることが考えられます。

5回とも別々の条件が出ますので、それぞれ和解に参加するかどうか回答してください。

### ■条件(有意であったものののみ)

- ・消費者被害の種類:①事業者は明らかに意図的に被害を生じさせており、悪質であった、②事業者のミスによる被害であり、悪質ではなかった
- ・返金割合:①8割、②5割、③3割
- ・返金までの期間:①提訴してから3ヶ月(合計1年3ヶ月)、提訴してから6ヶ月(合計1年6ヶ月)、提訴してから1年(合計2年)

今回のプロフィールでの平均的な参加率

46.1%

→返金までの期間を6ヶ月早めた際の参加率の変化

23.4ポイント向上

第2回事務局資料「消費者団体訴訟制度の現状と課題」より

- (和解において合意される内容次第の面はあるにせよ、)事業者にとっても、共通義務確認訴訟において、これまでの訴訟で一般的であった和解が使えるようになることは、紛争の早期解決が図られるというメリットといえるのではないか
- 柔軟な和解が可能となることにより、法がより活用されることとなる結果、さらなる消費者被害の救済の拡大につながるのではないか
- 和解のメリットの一つである紛争の早期解決という点にフォーカスを当てれば、消費者の和解に対するインセンティブは高いのではないか

# 和解の効力に関する規律の概要

○ 共通義務確認訴訟における和解調書に記載された訴訟上の和解は、「確定判決と同一の効力」を有する

⇒① 和解の内容は、訴訟当事者以外の団体や対象消費者の範囲に属する届出消費者に対しても効力を有する

→他の特定適格消費者団体は、事業者に対して、和解の内容と抵触する別訴を提起することはできない

② 共通義務が存することを認める内容の和解は、簡易確定手続の開始原因となる

## 共通義務確認訴訟における和解に関する規律②

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第9条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第115条第1項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第30条第2項第1号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する。

(簡易確定手続の当事者等)

第12条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾(第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体…の申立てにより、…共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所…が行う。

Cf.民事訴訟法

(和解調書等の効力)

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

# 和解の適正性確保のための規律の概要

## 特定適格消費者団体間の相互牽制

- 共通義務確認訴訟において和解をしようとするときの他の団体への通知  
→他の団体は、共同訴訟参加したうえで和解に応じないことで不当な和解を防止

## 行政による監督

- 対象消費者の利益を害する内容の和解等をした特定適格消費者団体の認定取消し等  
→対象消費者の利益を害する和解等の抑止

## 和解の効力を争う手段

- 対象消費者の権利を害する目的を持ってされた和解には、再審事由(法第11条)に該当する瑕疵  
→ 訴訟の当事者でなかった特定適格消費者団体は、別訴を提起し、和解の効力を争う

## 共通義務確認訴訟における和解に関する規律③

(特定適格消費者団体等の責務)

第75条 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2 特定適格消費者団体は、不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。

(他の適格消費者団体への通知等)

第78条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、…(略)…遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。(略)

七 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、…(略)…をしようとするとき。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第83条

3 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

第86条

2 内閣総理大臣は、…(略)…特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第13条第1項の認定を取り消すことができる。

一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をした…(略)…とき。

# 検討事項

## 和解の内容に関する事項

- ① どのような和解を可能とするべきと考えるか

## 和解の効力に関する事項

- ② 和解の効力(他の団体・届出消費者に対する効力等)について検討を要する点はあるか
- ③ 二段階目の手続との関係をどのように考えるべきか
  - ・二段階目の手続の要否
  - ・必要とする場合にはどの手続を必要とするか(情報開示、通知・公告等の情報提供、簡易確定決定等)

## 和解の適正性の確保に関する事項

- ④ 既存の規律と異なった考慮が必要か

## その他の事項

- ⑤ 和解の実効性確保についてどのように考えるべきか(執行力等)
- ⑥ 民法、民事訴訟法との整合性をどのように考えるべきか(第三者のためにする契約の構成等)
- ⑦ 以上の他、検討すべき点はあるか